

建築士法

令和1年 No21 建築士法

1001. 業務の種別に変更があったときは、30日以内に届出なければならぬ。

法 5条の2 (住所等の届出)

2項

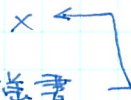
規則8条(項三) → 0

1002. 設計図書とは、仕様書を含む。

法 2条(定義)

6項

設計図書とは、図面(現寸図除く)及び仕様書



1003. 延べ面積 450㎡、高さ10m、軒の高さ7m 不造2階建(→、2.250㎡の規模修繕に係る設計は、

法 3条(一級建築士でなければならぬ)

2項

1項 不造高さ13m、軒高9m 超

一級、二級、不造建築士でなければならぬ

法 3条の2 (一級、二級でなければならぬ)

2項

1項 不造300㎡超又は3階

法 3条の3 (一級、二級、不造建築士でなければならぬ)

1項

不造100㎡超

→ 0

1004. 延べ面積 400㎡ 再委託の場合、設計不既受、受託者の名称、事務所名称、所在地を

法 22条の3の3 (延べ面積300㎡超の契約内容)

相互に交付する書面に記載(なければならぬ)

1項

相互に交付 規則17条の3 1項大号

→ 0

令和1年 No22 建築士法

1001. 建築物に関する調査、鑑定、手続の代理を業として行うとき建築士事務所登録を受けなければならぬ。

法 23条(1項)

→ 0

1002. 登録を受けた都道府県以外の区域においても設計等を行うことができる。

法 23条(1項)

2項 → 0

1003. 南設者は管理建築士の意見を尊重(なければならぬ)。

法 24条(4項)

5項 → 0

1004. 延べ面積 400㎡の新築工事に係る設計を一括して再委託することができる。

法 24条の3 (再委託の制限)

2項

300㎡超の業務を再委託(はならぬ)



令和1年 No23 建築士講習

1001. 二級建築士として講習を修了(た者が、新たに一級建築士事務所管理建築士になる場合、

法 24条(建築士事務所の管理)

改めて講習を受けなければならぬ

2項

建築士として3年以上の業務(その後講習を修了)した建築士

→ x

1002. 所属する一級建築士の業務に従事する場合でも、定期講習を受けなければならぬ。

法 22条の2 (定期講習)

一号

→ 0

1003. 構造設計一級建築士の交付を申請することができるのは、5年以上の業務従事(その後講習を

法 10条の3

→ 0

申請前1年以内に修了)した者である

1004. 設計等の業務の報告書に構造設計一級建築士定期講習を受けた年月日を記載(なければならぬ)。

法 23条の6 四号

規則 20条の3(1項) 1号 → 0

平成30年10021. 建築基準法, 建築士法

1001. 自己の責任において設計図書の一部を変更することができる
法19条 (設計の変更) → ○

1002. 60m超の構造設計は構造設計一級建築士に規定に適合するかの確認を求めなければならない
法20条の2 法20条-3
1項 構造設計一級建築士が設計を行った場合
2項 " " 以外 " " → ○

1003. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物の工事監理は、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる
法20条の2
1項, 2項 構造設計 → ○

1004. 免許を受けたから3年を超えて日以降、所属(7の場合, 所属した日から)年以内に講習を受けたなければならない
法22条の2 (定期講習)
規則17条の36 (定期講習の受講期日)
" の37 一号 遅滞なく → X

平成30年10022 建築士法

1001. 一級建築士事務所の管理建築士は、一級建築士として3年以上の業務の後に講習を終了した建築士である
法24条 2項 建築士として3年 → X

1002. 管理建築士の氏名の変更は2箇国内以内に届け出なければならない
法23条の5 (変更の届出)
1項 法23条の2 一号, 二号, 四号, 九号 に変更, 2箇国内以内 → ○
2項 " 五号 に変更 3箇国内以内

1003. 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の業の内容及び管理建築士の技術的事項を含む
法24条 3項 三号 → ○

1004. 都道府県知事は、建築士事務所に対し、検査士であることができる
法26条の2 (報告及び検査) → ○

平成30年10023. 建築士法

1001. 基準法違反に免許取消した者は、5年経過した後は、免許を受けることができる
法7条 (絶対的尺格事由)
10号 法10条1項 に列挙取消 (5年経過) → ○
法10条1項 一号 基準法違反

1002. 道路交通法違反で禁錮以上の刑に処せられた場合、免許取消の対象とはならない
法7条 二号 禁錮以上の刑
法8条の2 二号 法7条 一号 に該当 → X
法9条 (免許取消) 二号, 三号

1003. 懲戒処分を受けたとき、都道府県知事は、事務所の登録を取り消すことができる
法10条 (懲戒) 2項
法26条 (監督処分) 五号 建築士が法10条1項の処分を受けたとき → ○

1004. 建築士でない者が設計を行ったときは、都道府県知事は事務所登録を取り消すことができる
法26条 2項 1号 → ○